

第5章 主体別行動指針



第5章 主体別行動指針

1 市民の行動指針

施策大綱 I

安全・安心な生活環境の保全

I-1 きれいな空気とやさしい音空間の保全

- 公共交通機関や自転車、レンタサイクルの利用を進め、車の運転時はエコドライブを実践し、車の買い換えにはエコカーを選びましょう。
- 日常生活に伴う騒音の原因となる行為は慎むよう心がけましょう。
- ペットを適切にしつけ、鳴き声等に配慮しましょう。

I-2 きれいな水と安全な土壌環境の保全

- 水質汚濁の影響が少ない製品の優先的な使用を心がけ、炊事・洗濯等の排水により河川の水質を悪化させないように努めましょう。
- 除草剤、殺菌剤等の農薬や化学肥料を適正に使用し、適切に管理をしましょう。
- 公共下水道等への接続又は合併処理浄化槽の設置による水洗化に努めましょう。

I-3 有害化学物質による汚染の防止

- 有害化学物質に対する正しい知識を得るように努め、有害化学物質が発生しない商品を選び、使用するよう努めましょう。
- 法律で禁止されている野焼きをやめましょう。

Ⅱ－１ 森林と里山の保全

- 森林整備活動や森林・里山保全活動等に積極的に参加しましょう。
- 野生生物等に親しみ、外来種の駆除に取り組むとともに、貴重種を保護しましょう。

Ⅱ－２ 水辺環境の保全

- 水と親しむ体験イベントや体験学習、河川環境の保全活動に積極的に参加しましょう。

Ⅱ－３ 農地の保全

- 低農薬・低化学肥料栽培・有機栽培等の地場農産物を積極的に購入し、環境保全型農業の普及に協力しましょう。
- 市民農園や体験農園等の活用や、農業体験イベントへ参加しましょう。
- 地域内で生産された農畜産物を積極的に購入し、地産地消に努めましょう
- 地域で連携して、シカやイノシシ等の鳥獣被害防止の対策を講じるとともに、有害な鳥獣を誘因しないための取組みを実施しましょう。

Ⅲ－１ 循環型社会の形成

- 食べ残しをなくす工夫をし、食品ロスの削減に努めましょう。
- ごみはきちんと分別し、排出時のルールを守りましょう
- 生ごみの水はよく切って捨て、生ごみ処理機やコンポスト*ⁱ容器等も利用する等、減量化や堆肥化に努めましょう。
- 3R+R（リデュース：Reduce・リユース：Reuse・リサイクル：Recycle ＋ リペア：Repair 等）*ⁱⁱを実践しましょう。
- マイバッグ（買い物袋）を持参し、過剰包装やレジ袋を断りましょう。
- エコマーク*ⁱⁱⁱ等、環境ラベル*^{iv}が付いている製品や再生品を選んで購入しましょう。

Ⅲ－２ 地球温暖化防止の推進

- 環境省が進める「COOL CHOICE（クール・チョイス）」に積極的に参加し、節電に役立つ情報を得て、地球温暖化防止に貢献しましょう。
- うえだ環境フェア等のイベントに参加し、省エネ情報を得て、実践しましょう。
- LED照明、省エネ家電等を選んで購入しましょう
- 住宅の新築や改築の際に、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）を導入する等、断熱材や、エネルギー効率の高い省エネルギー機器の利用に努めましょう
- 太陽熱や太陽光を利用した発電設備、地中熱を利用した空調設備、薪・ペレットストーブ等、新エネルギーを使った設備を積極的に導入しましょう
- 太陽光発電設備等と連携した蓄電設備を積極的に導入し、エネルギーの自家消費を進めましょう。

Ⅲ－３ 地域資源の活用

- 再生可能エネルギーの利用を進めましょう。
- 雨水浸透枿や雨水貯留槽を設置しましょう。
- 水道水を使用する際は、こまめに水を止める等、節水に努めるとともに、雨水をためて、庭の水まきや洗車に利用しましょう。

* i コンポスト：土壌改良効果をもつ有機質資材（たい肥）をいう。台所からでる生ごみや落ち葉等からもつくりことができ、家庭菜園等に利用できる。

* ii 3R+R：循環型社会を実現するために必要な要素のこと。リデュース（排出抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再生利用）に加え、リフューズ（拒絶）、リペア（修理）等を指す。

* iii エコマーク：環境保全型製品の普及・促進を図るために、(財)日本環境協会が環境にやさしい製品を認定するもので、平成元年（1989年）に開始された。一面的な環境への負荷のみを考慮するのではなく、原料の調達から廃棄・リサイクルまで全てのライフサイクルにわたる環境への負荷をチェック・評価する手法がとられている。

* iv 環境ラベル：製品の環境側面に関する情報を提供するもの。「エコマーク」等第三者が一定の基準に基づいて環境保全に資する製品を認定するもの、事業者が自らの製品の環境情報を自己主張するもの、ライフサイクルアセスメント（LCA）を基礎に製品の環境情報を定量的に表示するものの3種のタイプがある。

施策大綱Ⅳ

歴史・文化と緑・景観の保全

Ⅳ－１ 歴史遺産・文化遺産の保存と継承

- 伝統行事や祭り、郷土の歴史や文化を学ぶ講座等に積極的に参加し、地域の伝統芸能や祭り等を子ども達に伝えていきましょう。

Ⅳ－２ 緑地の保全と緑化の推進

- 花の種銀行等を積極的に活用し、花壇の整備に努める等、緑地の保全に努めましょう。
- 外来種の駆除に努めましょう。
- 市内の公園や河川緑地等を積極的に利用し、緑と親しみましょう。

Ⅳ－３ 地域景観の保全と環境美化の推進

- 景観ウォッチングや景観講演会に参加する等、景観保全活動に積極的に参加しましょう。
- 環境美化運動に積極的に参加し、空き缶、たばこのポイ捨てはやめましょう。
- ペットの糞は持ち帰りましょう。

施策大綱Ⅴ

環境教育と地域連携の推進

Ⅴ－１ 環境教育の推進

- 学校や地域の環境保全活動や環境学習活動、生涯学習における環境学習講座を積極的に利用しましょう。

Ⅴ－２ 環境にやさしい地域づくり

- 環境活動を進めている環境保全団体に積極的に参加しましょう。
- 自主的に環境に関する勉強会を開催しましょう。
- 地域や環境保全団体において環境に関する情報の交換をしましょう。

Ⅴ－３ 地域交流の推進と環境情報の発信

- 地域のグリーンツーリズム事業への協力・参加や、都市農村交流として、ホームステイの受け入れ等に積極的に協力しましょう。

2 事業者の行動指針

施策大綱 I

安全・安心な生活環境の保全

I-1 きれいな空気とやさしい音空間の保全

- 公共交通機関や自転車、レンタサイクルの利用を進め、車の運転時はエコドライブを実践し、車の買い換えにはエコカーを選びましょう。
- 共同輸送等により製品の輸送の効率化を図りましょう。
- 時差出勤により交通渋滞を避けましょう。
- ダイオキシン類や揮発性有機溶剤等の有害化学物質を排出しないよう、大気や水質の規制基準等を守りましょう。
- ばい煙処理装置や水処理装置等、公害防止施設の導入・適正管理に努めましょう。
- 低騒音型機器の導入、防音・防振設備の設置・管理等、騒音・振動の防止に努めましょう。
- 建設工事等に当たっては、周辺環境に配慮し、低騒音・低振動型機器の利用に努めましょう。
- 法令を遵守し、公害発生の未然防止に努めましょう。
- 公害防止協定の締結に努めましょう。

I-2 きれいな水と安全な土壌環境の保全

- 法令を遵守し、公害発生の未然防止に努めましょう。
- 化学肥料の使用低減等による環境保全型農業に努めましょう。
- 農薬等の散布に際し、周辺の土地利用に配慮しましょう。

I-3 有害化学物質による汚染の防止

- 有害化学物質の使用を抑制し、代替物質への転換に努めましょう。
- MSDS（化学物質等安全データシート：Material Safety Data Sheet）*ⁱ等により化学物質の使用・保管管理を行いましょ。
- 事業活動から排出される廃棄物について、法令を遵守し、適正に処理しましょう。
- 法律で禁止されている野焼きはやめましょう。

* i MSDS（化学物質等安全データシート）：Material Safety Data Sheet の頭文字で、化学物質や化学物質が含まれる原材料等を安全に取り扱うために必要な情報を記載したもの。有害性のある化学物質及びそれを含有する製品を他の事業者へ譲渡、又は提供する際に、化学物質等の性状及び取扱いに関する情報を相手へ提供することが義務付けられている。

Ⅱ－１ 森林と里山の保全

- 開発の際は、森林の環境保全機能の維持に努め、生態系に影響を及ぼすことのないように配慮しましょう。やむを得ず動植物の生息・生育環境に影響を及ぼす場合は、代替となる生息・生育環境を創出する措置を講ずる等配慮しましょう。
- 保有する森林の適正管理に努めるとともに、森林整備活動に協力しましょう。

Ⅱ－２ 水辺環境の保全

- 水辺環境の保全活動や、水と親しむ体験イベントや体験学習に協力しましょう。

Ⅱ－３ 農地の保全

- 農業後継者を育成しましょう。
- 農地貸付制度を活用して農地の保全に努めましょう。
- 地場農産物の地域内消費の拡大に努めましょう。
- 市民農園や体験農園等を運営しましょう。
- 低農薬・低化学肥料栽培・有機栽培等環境配慮型農業に努めましょう。

Ⅲ－１ 循環型社会の形成

- 梱包材等に使用する資材の簡素化、再利用及び再生利用に努めましょう。
- 建設資材には、再生資材や再生できるものを使用するよう努めましょう。
- 建設副産物の発生抑制、適正処理、有効利用に努めましょう。
- 生産工程の見直しや、無駄の発生しにくい製品を開発し、食品ロスの削減に努めましょう。
- エコマーク等環境ラベルのついた製品を選んで購入しましょう。

Ⅲ－２ 地球温暖化防止の推進

- 環境省が進める「COOL CHOICE（クール・チョイス）」に積極的に参加し、節電に役立つ情報を得て、地球温暖化防止に貢献しましょう。
- うえだ環境フェア等のイベントに参加し、省エネ情報等を発信しましょう。
- E S C O (エスコ) 事業の導入等により、施設の省エネルギー化に努めましょう。
- L E D 照明器具、省エネ機器等を選んで導入しましょう。
- ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（Z E B）の導入等、断熱改修や、エネルギー効率の高い省エネルギー機器の利用に努めましょう。
- 太陽熱や太陽光を利用した設備、地中熱を利用した空調設備、薪・ペレットストーブ等、新エネルギーを使った設備を積極的に導入しましょう。
- 太陽光発電設備等と連携した蓄電設備を積極的に導入し、エネルギーの自家消費・地産地消を進めましょう。

Ⅲ－３ 地域資源の活用

- 太陽光や太陽熱、地中熱利用の設備、蓄電設備を導入し、地域のエネルギーの地産地消を進めましょう。
- 雨水貯留槽や浸透施設の設置、中水道設備の導入により、水資源を有効に活用しましょう。
- 地下水の過剰な汲み上げ抑制に努めましょう。
- 森林資源や農畜産廃棄物等を活用したバイオマスエネルギーを利用する設備を導入しましょう。

施策大綱Ⅳ

歴史・文化と緑・景観の保全

Ⅳ－１ 歴史遺産・文化遺産の保存と継承

- 伝統行事や祭り、文化財保護活動、地域の伝統芸能や祭り等の伝承に協力しましょう。
- 郷土の歴史や文化を学ぶ講座に協力しましょう。

Ⅳ－２ 緑地の保全と緑化の推進

- 敷地内の緑化に努め、CO₂の吸収とヒートアイランド対策に協力しましょう。
- 緑地保全運動への参加や、生垣の設置、屋上緑化、壁面緑化、道路沿いの緑化や花壇の整備に努めましょう。

Ⅳ－３ 地域景観の保全と環境美化の推進

- 「上田市景観計画」に基づいた景観形成に配慮し、景観協定や建築協定の締結に取り組みましょう。
- 景観ウォッチングや景観講演会等、景観保全活動に参加・協力しましょう。
- 環境美化運動や、ポイ捨て防止運動に参加・協力しましょう。
- 不法投棄を監視し、市に情報提供しましょう。

施策大綱Ⅴ

環境教育と地域連携の推進

Ⅴ－１ 環境教育の推進

- ISO14001 やエコアクション 21 等、環境マネジメントシステムを導入しましょう。
- 社員の環境活動のボランティアへの参加や、最新の環境情報を社内に情報発信できる体制を整えましょう。
- 学校や地域の環境保全活動や環境学習活動、生涯学習における環境学習講座に参加・協力しましょう。
- 自主的な研修活動を積極的に実施・参加しましょう。

Ⅴ－２ 環境にやさしい地域づくり

- 環境活動を進めている環境保全団体に積極的に協力しましょう。

Ⅴ－３ 地域交流の推進と環境情報の発信

- 地域のグリーンツーリズム事業への協力や、都市農村交流を主催・推進しましょう

